

# 福岡県公報

平成22年4月12日  
第3097号

## 目次

### 告示(第683号-第685号)

指定漁船を普通損害保険に付すべき義務の消滅	(漁業管理課)	.....	1
土地改良区の清算人の就任	(農村整備課)	.....	1
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	.....	1
公 告			
貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課)	.....	2
貸金業者の業務の停止	(中小企業経営金融課)	.....	2
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(環境保全課)	.....	2
福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(税 務 課)	.....	3
二級建築士の免許の取消し	(建築指導課)	.....	3
公安委員会			
福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	(警察本部駐車対策課)	.....	3
意見募集の結果の公示	(警察本部駐車対策課)	.....	4
雑 報			
保育士試験の実施	(子育て支援課)	.....	4
再 掲			
情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等	(港 湾 課)	.....	13

## 告 示

福岡県告示第683号

次の加入区において平成18年4月福岡県告示第790号により発生した指定漁船を普通損害保険に付すべき義務は、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第113条の2第1項第1号の規定により平成22年4月10日を限り消滅したので、同条第2項の規定により公示する。

平成22年4月12日

福岡県知事 麻 生 渡

加入区の名称 有明加入区

福岡県告示第684号

解散した清算法人鞍手町新北土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成22年4月12日

福岡県知事 麻 生 渡

氏 名	住 所
田 中 認	鞍手郡鞍手町大字中山3891番地
遠 藤 典 男	鞍手郡鞍手町大字古門2082番地
水 摩 敏 男	鞍手郡鞍手町大字中山3823番地
水 摩 一 紀	鞍手郡鞍手町大字中山3832番地
中 西 勲	鞍手郡鞍手町大字中山3814番地
山 下 道 弘	鞍手郡鞍手町大字古門2967番地
田 中 隆 美	鞍手郡鞍手町大字中山4068番地

福岡県告示第685号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成22年4月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称  
 大川市大字道海島字茅島276番 1 及び276番16から276番31まで並びに字小屋ノ前628番 1

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
 大川市大字酒見256番地 1  
 大川市長 植木 光治

公 告

公告  
 貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条 6 の 4 の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の 6 の 8 の規定により公告する。  
 平成22年 4 月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
日本クリーン産業株式会社
- 2 氏名  
松丘 冬己
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡県福岡市博多区中洲 5 - 2 - 16 西日本商事ビル 5 F
- 4 登録番号  
福岡県知事(1)第08517号
- 5 登録年月日  
平成19年 7 月17日
- 6 行政処分の年月日  
平成22年 3 月25日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止15日間（平成22年 3 月26日から平成22年 4 月 9 日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文

貸金業法第24条の 6 の 4

公告

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の 6 の 4 の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第24条の 6 の 8 の規定により公告する。

平成22年 4 月12日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称  
有限会社 山善
- 2 氏名  
江崎 忠助
- 3 主たる営業所の所在地  
福岡県八女市浦原1175番地の 1
- 4 登録番号  
福岡県知事(5)第06294号
- 5 登録年月日  
平成20年 8 月15日
- 6 行政処分の年月日  
平成22年 3 月24日
- 7 行政処分の内容  
貸金業務の全部停止60日間（平成22年 3 月25日から平成22年 5 月23日まで）  
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文  
貸金業法第24条の 6 の 4

公告

福岡県土壌汚染対策指導要綱案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年 4 月12日

福岡県知事 麻 生 渡

1 意見募集期間

平成22年3月31日から平成22年4月30日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に掲載するほか、福岡県環境部環境保全課に備え置きます。

公告

「身体障害者等に対する自動車税及び自動車取得税の減免について」(総務部長通達)の一部改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成22年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

1 意見募集期間

平成22年4月2日から平成22年5月6日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (http://www.pref.fukuoka.lg.jp/) に掲載するほか、福岡県総務部税務課に備え置きます。

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第2項の規定により、二級建築士の免許を取り消した者を次のとおり公告する。

平成22年4月12日

福岡県知事 麻生 渡

年月日	氏名	登録番号	取消しの理由
平成21年5月20日	神田晴明	18253	死亡
平成21年6月19日	大坪義雄	4975	死亡
平成21年12月21日	坂本あまね	23765	申請
平成21年12月21日	高野勝弘	13340	申請

公安委員会

福岡県公安委員会規則第10号

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成22年4月12日

福岡県公安委員会

福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

福岡県道路交通法施行細則(昭和47年福岡県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ク(ア)の表に次のように加える。

肝臓機能障害	1級から3級までの各級
--------	-------------

第4条第1項第3号ク(イ)の表に次のように加える。

肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症
--------	------------------

第4条第1項第4号中「又は時間制限駐車区間」を「、時間制限駐車区間又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間」に改める。

第7条第2項中「第49条の2第5項」を「第49条の5」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(高齢運転者等標章の申請等)

第7条の2 法第45条の2第2項の規定による高齢運転者等標章の交付及び同条第3項の高齢運転者等標章の再交付を受けようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請しなければならない。

2 法第45条の2第4項の規定による高齢運転者等標章の返納をしようとする者は、その者の住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に返納しなければならない。様式第2号の2から様式第3号の3までの規定中、「18センチメートル」を「21センチメートル」に、

「13センチメートル」を「14.85センチメートル」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月19日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にこの規則による改正前の福岡県道路交通法施行細則（以下「旧規則」という。）第4条第1項第3号カの規定により交付された駐 停 車 禁 止 時間制限駐車区間規

止 除 外 指 定 車 の 標 章 は、 当 該 標 章 の 有 効 期 限 が 経 過 す る ま で の 間 は、 此 の 規 則 に よ る 制

改正後の福岡県道路交通法施行細則（以下「新規則」という。）第4条第1項第3号

駐 停 車 禁 止 除 外 指 定 車 の 標 章 と み な す。  
カの規定により交付された駐 車 禁 止 時間制限駐車区間規制

3 この規則の施行前に旧規則第4条第1項第3号キ及びクの規定により交付された駐車禁止除外指定車の標章は、当該標章の有効期限が経過するまでの間は、新規則第4条第1項第3号キ及びクの規定により交付された駐車禁止除外指定車の標章とみなす。

福岡県公安委員会告示105号

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号。以下「行手条例」という。）第37条第1項の規定に基づき、「福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（案）」について平成22年2月4日から同年3月5日までの間、意見公募手続を実施したが、意見は提出されなかったため、行手条例第41条第1項の規定に基づき告示する。

平成22年4月12日

福岡県公安委員会

1 関連資料等

関連資料については、福岡県警察ホームページ（<http://www.police.pref.fukuoka.jp/>）に掲載するほか、福岡県警察本部交通部駐車対策課に備え置く。

雑 報

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の9第1項の規定により都道府県知事から指定された社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターが行う保育士試験について公示します。

平成22年4月12日

社団法人全国保育士養成協議会  
会長 石井哲夫

1 試験日

筆記試験 平成22年8月7日（土）・8日（日）

実技試験 平成22年10月10日（日）

自然災害等により試験日を延期することがあります。

2 受験申請書受付期間および提出方法

(1) 受付期間

平成22年4月1日（木）～平成22年5月12日（水） 5月12日（水）消印まで有効

期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

(2) 提出方法

受験申請は、指定の専用封筒にて郵送（簡易書留）に限り受け付けます。

申請書および関係書類は、必ず一括して指定の専用封筒に入れ、簡易書留で郵送してください。

注意1：1つの封筒で1人分までとします。

注意2：ポストへ投函はせず、必ず郵便局の窓口から簡易書留でお出しください。

注意3：提出された受験申請書等は、返却できません。

注意4：受験申請書には必ず連絡がとれる住所・電話番号を記入してください。

申請内容に関する問い合わせの連絡がとれない場合は受験できないことがあります。

3 試験会場

筆記試験 純真短期大学 福岡市南区筑紫丘1-1-1

実技試験 純真短期大学 福岡市南区筑紫丘1-1-1

注意1：試験会場への地図は、『受験票』に掲載します。

注意2：試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による道順の照会等は絶対にしないでください。

注意3：筆記試験、実技試験とも同一都道府県での受験となります。

注意4：交通障害等による延着も遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもってご来場ください。

注意5：申請書の提出後は、試験会場の変更はできません。

注意6：試験会場は会場の都合により、変更になる場合があります。

#### 4 試験の概要

##### (1) 試験日と試験科目

###### 筆記試験

試験日	試験科目	入室時間	試験時間
8月7日(土)	社会福祉	9:20	9:30~10:30
	児童福祉	10:50	11:00~12:00
	発達心理学	12:50	13:00~13:30
	精神保健	13:50	14:00~14:30
	小児保健	14:50	15:00~16:00
8月8日(日)	小児栄養	9:20	9:30~10:30
	保育原理	10:50	11:00~12:00
	教育原理	12:50	13:00~13:30
	養護原理	13:50	14:00~14:30
	保育実習理論	14:50	15:00~16:00

実技試験 筆記試験全科目合格者のみ行います。

10月10日(日)	音楽・絵画制作・言語 (幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に必ず2分野を選択する。)
-----------	---

集合時刻等については、実技試験受験票にてご確認ください。

##### (2) 配点および合格基準

###### 筆記試験

科目	満点
社会福祉	100
児童福祉	100
発達心理学	50
精神保健	50
小児保健	100

科目	満点
小児栄養	100
保育原理	100
教育原理	50
養護原理	50
保育実習理論	100

###### 実技試験

科目	満点
音楽	50
絵画制作	50
言語	50

各科目・分野において、満点の6割以上を得点した者を合格とします。

『発達心理学』および『精神保健』は、同年に両科目とも6割以上を得点した者を合格とします。

また、『教育原理』および『養護原理』も、同年に両科目とも6割以上を得点した者を合格とします。

実技試験は、受験申請時に2分野を選択し、同年に両分野とも6割以上を得点した者を合格とします。

##### (3) 筆記試験について

筆記試験当日は、受験票・HB~Bの鉛筆またはシャープペンシル・消しゴムを各自持参してください。(筆記試験は、マークシート方式にて行います。)

受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

試験会場への入室開始は、午前8時30分からとします。

試験開始10分前までに入室してください。

試験開始後20分までは入室を認めます。

ただし、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、試験開始後の入室は認めません。

試験中机の上に置けるものは、受験票・筆記用具（筆箱）・腕時計（計算機、電話等の機能のついていないもの）とします。（置時計は不可）

机の上に、携帯電話等を置くことを禁止（時計としての使用も禁止）します。

試験教室に持ち込む場合は、電源を切ってください。

試験教室からの途中退室は、試験開始後30分を経過した後から終了5分前までとします。なお、『発達心理学』・『精神保健』・『教育原理』・『養護原理』については、途中退室は認めません。

カンニング、携帯電話を使用する等の不正行為をした場合は、受験を停止し、今年受験の試験科目すべてについて無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

試験会場の冷房が強い場合がありますので、調節できる服装でおいでください。

音（アラーム等）を発するものの使用は禁止します。

#### (4) 実技試験について

筆記試験全科目合格者のみ行います。

受験票は必ず持参してください。紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

受験票記載のガイダンス開始時刻に必ず集合してください。

実技試験の開始時刻は、試験当日のガイダンスで案内します。

会場によっては試験が夕刻まで及ぶ場合があります。

受験中、携帯電話等の機器の電源はすべて切ること。携帯電話等の機器を受験中に使用することは不正行為とみなされる場合があります。不正行為とみなされた場合、実技試験は無効となるほか、当該年試験から3年以内の期間で受験ができなくなる場合があります。（児童福祉法施行規則第6条の14第2項）

幼稚園教諭免許所有者以外は、受験申請時に下記の中から必ず2分野を選択してください。

注意1：受験申請書提出後の分野変更はできません。

注意2：選択していない分野の受験はできません。

### 音楽

#### 課題曲

ア. 『とんでったバナナ』（作詞 片岡輝・作曲 櫻井順）

イ. 『ちょうちょう』（作詞 野村秋足・外国曲）

幼児に歌って聴かせることを想定して、課題曲の両方を弾き歌いすること。（楽譜の持込可。）

ピアノ、ギター、アコーディオンのいずれかで演奏すること。

ピアノの伴奏には市販の楽譜を用いるか、添付楽譜のコードネームを参照して編曲したものをを用いる。

ギター、アコーディオンで伴奏する場合には、添付楽譜のコードネームを尊重して演奏すること。

いずれの楽器とも、前奏・後奏を付けてもよい。歌詞は1番のみとする。移調して歌うのも可。

注意1：ピアノ以外の楽器は持参すること。

注意2：ギターはアンプの使用を認めないのでアコースティックギターを用いること。

カポタストの使用は可。

注意3：アコーディオンは独奏用を用いること。

### 絵画制作

『保育所（園）での子どもたちと保育士との活動の一場面を表現する』

注意1：表現に関する条件を試験の当日に提示します。

注意2：当日は、鉛筆またはシャープペンシル（HB～2B）、色鉛筆（12～24色）、消しゴムを各自で用意してください。

（色鉛筆は油性色鉛筆・水性色鉛筆も可としますが、水性の場合、水分を塗布することは禁止します。また、クレヨン・パス・マーカーペン等の使用は不可とします。）

携帯用鉛筆削りを会場内に持ち込むことは可としますが、試験時間中

に使用する場合は、試験監督員の了解を得てから使用してください。

注意3：受験者間での用具の貸し借りは認めませんので、忘れないように注意してください。

注意4：試験時間は45分です。

注意5：解答用紙の大きさはB4判としますが、紙の種類および絵を描く欄の形や大きさは、試験の当日に提示します。

### 言 語

各自あらかじめ用意した童話等を3分以内にまとめて話す。

自分の前にいる20人程度の3歳児クラスの幼児に集中して話を聞かせる時間という想定のもとに話す。

題材は、自作・他作を問わず、童話・神話・民話・伝説・昔話等自由とする。

注意1：3歳児に対応した題材・話を準備しておいてください。

注意2：題名は開始合図のあと、必ず一番初めに実技試験採点委員に言ってください。

注意3：台本・道具（人形・絵本）等の使用は一切禁止です。失格になりますので注意してください。

注意4：3分間は退出できません。時間はタイムキーパーが計ります。

## 5 受験申請手続

### (1) 受験手数料および支払方法

受験手数料

12,700円

「保育士試験受験の手引き」に同封の払込取扱票（3連式）により、郵便局の窓口にて12,700円を納付し、振替払込受付証明書を切り離し受験申請書（裏面）の指定位置に貼付してください。

注意1：振込手数料は、申請者の負担となります。

注意2：ATMでの振込はしないでください。また、現金書留・郵便小為替による納付はしないでください。（データ確認の都合上、ATMではなく、窓口にて払い込み願います。）

注意3：既納の受験手数料は、返還いたしません。

注意4：収納印（受付局日附）が押印されていない振替払込受付証明書は、受け付けできません。

注意5：受験票が届くまで振替払込請求書兼受領証と書留・特定記録郵便物等受領証は、申請書の未着や払い込みが確認できない等の際に必要ですので、大切に保管してください。

### (2) 受験申請書受付期間および提出書類

平成22年4月1日（木）～平成22年5月12日（水）

5月12日（水）消印まで有効

期限を過ぎてからの申請は、いかなる場合であっても一切受け付けません。

次に掲げる書類を一括して指定の専用封筒に入れ、必ず簡易書留で郵送してください。

保育士試験受験申請書

証明写真（縦3.5cm×横3cm申請日前3カ月以内に撮影したものを受験申請書表面の指定位置に貼付）

振替払込受付証明書（受験申請書裏面の指定位置に貼付）

受験資格を証明する必要書類および科目免除の必要書類（「(4)の受験資格および必要書類」を参照。）

受験申請者は該当する必要書類をすべて添付してください。必要書類が不足・不備・未提出等の場合、また受験申請受付期限後に免除を申し出た場合は受験・免除申請ができません。

注意：受験申請後の内容照会は受け付けませんので、受験申請書や必要書類（免除内容等）はコピーを保管する等、各自で把握してください。

### (3) 筆記試験受験票の送付

「筆記試験受験票」は平成22年7月15日（木）から平成22年7月22日（木）の期間に送付します。

上記期日を過ぎても届かない場合は、7月23日（金）から7月30日（金）の期間に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

筆記試験全科目免除者には、筆記試験受験票は送付しません。

受験票が届いた時点で、カナ氏名・生年月日・住所・受験科目等に誤りがない

か確認してください。誤りがあった場合は、早急に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

(4) 受験資格および必要書類一覧

初めて受験する方（または平成20年および平成21年に合格科目がない方）

該当する受験資格を下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

注意：必要書類に記載されている姓と現在の姓が異なる方は、旧姓と現姓の両方が記載されている改姓を証明する公的書類（戸籍抄本等）の原本の添付が必要です。（コピー不可）

区 分	受験資格	必要書類（全て原本）	注意点
大 学 (学部・ 学科不問)	A - 1 卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書不可
	A - 2 大学院在学もしくは修了した者	学校発行の在学（修了）証明書	
	B - 1 2年以上在学かつ62単位以上修得済の者（大学卒業が見込まれる者・中退者も含む）	「保育士試験受験の手引きに同封の62単位以上修得（見込）証明書	※注2
	B - 2 2年以上在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		
	B - 3 1年以上2年未満在学かつ62単位以上修得済の者		※注1・※注2
	B - 4 1年以上2年未満在学かつ今年度中に62単位以上修得が見込まれる者		
	B - 5 編入学した者	保育士試験事務センターへお問い合わせください	
	短期大学 (学科不問)	C - 1 卒業した者	学校発行の卒業証明書
C - 2 最終学年在学中、今年度中に卒業が見込まれる者		学校発行の卒業見込証明書	注 1

学校教育法による

専修学校 各種学校 (学科不問)	C - 3 短期大学専攻科在学もしくは修了した者	学校発行の在学（修了）証明書	
	D - 1 専修学校の専門課程・各種学校を卒業した者（詳細は「9 受験資格詳細(1)の 」参照）	「保育士試験受験の手引き」に同封の専修学校 / 各種学校卒業（見込）証明書 学校発行の卒業（見込）証明書は不可	
	D - 2 専修学校の専門課程・各種学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者（詳細は「9 受験資格詳細(1)の 」参照）		注 1
D - 3 平成3年3月31日以前に専修学校の高等課程を卒業した者（詳細は「9 受験資格詳細(1)の 」参照）			
高等専門学校	E - 1 高等専門学校を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書不可
	E - 2 高等専門学校最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	注 1
高等学校 専攻科	F - 1 高等学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書不可
	F - 2 高等学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	注 1
中等教育 学校後期	G - 1 中等教育学校後期課程専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書不可



課程 専攻科	G - 2	中等教育学校後期課程専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で、今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	注1
特別支援 学校 専攻科	H - 1	盲学校、聾学校もしくは養護学校専攻科（修業年限2年以上）を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書不可
	H - 2	盲学校、聾学校もしくは養護学校専攻科（修業年限2年以上）最終学年在学中で今年度中に卒業が見込まれる者	学校発行の卒業見込証明書	注1
高等学校 卒業	J - 1	平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者	学校発行の卒業証明書	卒業証書不可
	J - 2	平成8年3月31日以前に高等学校保育科を卒業した者		
高等学校 卒業 +勤務経験 (注3)	K - 1	平成3年4月1日以降に高等学校卒業後（保育科は平成8年4月1日以降卒業後）、児童福祉施設で2年以上児童の保護に従事した者（詳細は「9受験資格詳細②」参照）	学校発行の卒業証明書と、「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書	卒業証書不可
勤務経験 (注3)	L - 1	児童福祉施設で5年以上児童の保護に従事した者（詳細は「9受験資格詳細③」参照）	「保育士試験受験の手引き」に同封の児童福祉施設勤務証明書	
	M - 1	外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者	保育士試験事務センターへお問い合わせください	

上記に該当しない方は、保育士試験事務センターにお問い合わせください。

注1 見込受験をした者について、今年度中に卒業できなかった場合、62単位以上修得できなかった場合、あるいは在学2年間に満たなかった場合、合格

（一部科目合格）は無効となります。

注2 「保育士試験受験の手引き」に同封の62単位以上修得（見込）証明書が提出できない場合は、学校発行の、証明印のある「62単位修得（見込）を証明する書類（成績証明書等）」と「在学証明書（在学期間がわかるもの）」を提出してください。

注3 放課後児童クラブ（学童保育）での勤務経験の方は、「9受験資格詳細②の」を参照してください。

平成20年・平成21年一部科目合格者

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、必要書類を提出してください。

受験申請時に必要書類が提出されていない場合は受験、免除申請ができません。

幼稚園教諭免許所有者の方は も併せて参照してください。

改姓された方は、一部科目合格通知書（一枚でも）に記載されている姓と現在の姓が異なる方は、旧姓と現姓の両方が記載されている改姓を証明する公的書類（戸籍抄本等）の原本の添付が必要です。（コピー不可）

免除対象者		必要書類（原本不可）	免除内容
平成20年一部科目合格者	平成21年一部科目合格者		
		平成20年の一部科目合格通知書のコピー	・平成20年に合格した科目
		平成21年の一部科目合格通知書のコピー	・平成21年に合格した科目
		平成20年の一部科目合格通知書のコピー 平成21年の一部科目合格通知書のコピー 、 両方の必要書類が必要。	・平成20年、平成21年に合格した科目

一部科目合格通知書を紛失した方は、受験申請書送付の際に「【一部科目合格通知書】再交付願」を同封してください。同封された再交付願にて、免除の手

続きをいたします。

免除申請科目の再受験を希望して、再受験科目が不合格、または欠席した場合でも、平成20年・平成21年に合格した科目が有効であることに変わりません。

**幼稚園教諭免許所有者**

対象者は下表で確認の上、受験申請書に必要事項を記入し、それぞれ必要書類を提出してください。

幼稚園教諭免許状のコピーまたは教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピーだけでは受験できません。

改姓された方は、一部科目合格通知書（一枚でも）に記載されている姓と現在の姓が異なる方は、旧姓と現姓の両方が記載されている改姓を証明する公的書類（戸籍抄本等）の原本の添付が必要です。（コピー不可）

i) 幼稚園教諭免許所有者の免除申請

免除申請者	必要書類	免除内容
幼稚園教諭免許所有者 (臨時免許を除く)	①「幼稚園教諭免許状のコピー」または「教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピー」（原本不可・カラーコピー禁止） ②次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類の原本 ・一部科目合格者は「②平成20年・平成21年一部科目合格者」に記載の必要書類のコピー ※①、②両方の必要書類が必要	・発達心理学 ・教育原理 ・実技試験

ii) 指定保育士養成施設（注1）での科目履修等による免除申請（幼稚園教諭免許所有者に限る）

指定保育士養成施設において筆記試験に対応する教科目を修得した場合、該当の筆記試験科目が免除されます（注2）

免除対象者	必要書類	免除内容

幼稚園教諭免許所有者 (臨時免許を除く)	①「幼稚園教諭免許状のコピー」または「教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピー」（原本不可・カラーコピー禁止） ②教科目を修得した指定保育士養成施設が発行した「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」の原本 ※「単位修得証明書」・「成績証明書」等では免除申請できません。 ③次のいずれかに該当する必要書類 ・初受験者は「①初めて受験する方」に記載の必要書類の原本 ・一部科目合格者は「②平成20年・平成21年一部科目合格者」に記載の必要書類のコピー ※①～③すべての必要書類が必要	・発達心理学 ・教育原理 ・実技試験  +  ・免除された科目 (※注3)
+		
指定保育士養成施設(※注1)での科目履修等により教科目を修得した者		

注1 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設。（児童福祉法第18条の6第1号にて規定）

注2 平成22年受験申請の後に修得した教科目は平成23年以降の試験から免除対象となります。受験申請後の免除、修得の見込み等の免除は出来ません。

注3 「幼稚園教諭免許所有者保育士試験免除科目専修証明書」に記載される教科目が免除科目になります。証明書の内容を確認してください。教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書は、幼稚園教諭免許状を交付した都道府県の教育委員会が発行しています。また、幼稚園教諭免許状・教育職員（幼稚園教諭）免許状授与証明書のコピーは前回受験した際に提出されていても、今年も提出が必要です。

6 試験結果通知

(1) 筆記試験結果通知

「筆記試験結果通知書」は、受験申請者全員に平成22年9月17日（金）から平成22年9月24日（金）の期間に送付します。筆記試験全科目合格者（実技試験受験対象者）には、筆記試験結果通知書と併せて「実技試験受験票」を送付します。

上記期日を過ぎても届かない場合は、9月27日（月）から10月1日（金）の期間

に保育士試験事務センターへご連絡ください。

実技試験受験票が届いた時点で、受験分野等に誤りがないか確認してください。

誤りがあった場合は、早急に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

(2) 実技試験結果通知（保育士試験合格通知書・保育士試験一部科目合格通知書）

「実技試験結果通知」は、平成22年11月17日（水）から平成22年11月24日（水）の期間に下記の通知書と併せて送付します。

『保育士試験合格通知書』… 保育士試験に合格した方

『保育士試験一部科目合格通知書』… 筆記試験で1科目以上合格した方

平成22年に合格した筆記試験科目は、免除申請することで合格した年を含めて3年間有効となります。（平成24年の試験まで有効）

上記期日を過ぎても届かない場合は、11月25日（木）から12月17日（金）の期間に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。

7 保育士の登録

保育士試験合格者は、「保育士」として業務に就く場合、児童福祉法の規定に基づき、事前に登録事務処理センターにて保育士登録の手続きを行う必要があります。詳細は下記の連絡先までお尋ねください。

登録の手続きには、申請書類の受付よりおおむね2ヶ月程度かかります。

都道府県知事委託 保育士登録機関 登録事務処理センター

TEL 03 - 5485 - 3150 URL <http://www.hoikushi.jp>

保育士試験事務センターとは、別団体です。

8 その他注意事項

(1) 筆記試験・実技試験の内容、合否、正答、採点基準、採点方法等についてのお問い合わせには一切応じられません。

(2) 『書留・特定記録郵便物等受領証』・『振替払込請求書兼受領証』は、受験票が届くまで大切に保管しておいてください。

受験票を紛失した場合は、至急保育士試験事務センターへ連絡してください。

(3) 受験票や各通知書の不達・紛失のお問い合わせは受験者ご本人からのお申し出の

みとさせていただきます。

(4) 受験の際の注意事項

試験会場内の下見はできません。

試験会場となる学校等では、保育士試験業務は行っておりません。電話による道順の照会等は絶対にしないでください。

交通障害等による延着は遅刻になりますので、各会場への交通手段、所要時間等は各自で確認をし、余裕をもってご来場ください。

上履きの必要な会場もありますので、『受験票』で確認をして各自用意をしてください。

試験当日欠席される場合、保育士試験事務センターに連絡する必要はありません。

試験会場への入場は、受験者本人に限ります。

試験教室には時計がない場合があるので、各自腕時計（計算機、電話等の機能のついていないもの）を持参してください。（置時計不可）

当日の昼食は、各自持参してください。

ゴミは試験会場には捨てず、各自が持ち帰ってください。

筆記試験会場周辺の路上に、試験結果を有料で知らせる業者がいることがありますが、これらの業者と保育士試験事務センターは関係がありませんので注意してください。

(5) 受験に際して補助等個別対応の必要な方は、事前に保育士試験事務センターまでご連絡ください。

9 受験資格詳細

学校教育法以外の施設の卒業者は、保育士試験事務センターにお問い合わせください。

(1) 次のいずれかに該当する方は受験資格があります。

学校教育法による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者

学校教育法による大学に1年以上在学している者であって、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

専修学校と各種学校について

i) 学校教育法第124条及び第125条による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者

ii) 各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであって、修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

iii) 平成3年3月31日以前に学校教育法第124条及び第125条による専修学校の高等課程（修業年限3年以上のものに限る）を卒業した者

学校教育法による中等教育学校後期課程の専攻科（修業年限2年以上のものに限る）を卒業した者

または最終学年に在学している者であって、年度中に卒業することが見込まれると当該学校の長が認めた者

外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

上記～に準ずる者であって都道府県知事が適当と認めた者。詳しくは保育士試験事務センターまでお問い合わせください。

- (2) 学校教育法による高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条の規定により大学への入学を認められた者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であって、以下に掲げる～の施設等において、2年以上の勤務で、総勤務時間が2,880時間以上、児童等の保護または援護に従事した者。ただし、～の施設等での勤務者については受験を希望する都道府県の知事から受験資格についての

認定を受ける必要があります。詳しくは保育士試験事務センターまでお問い合わせください。

児童福祉施設（注）

「次世代育成支援対策交付金の交付対象事業及び評価基準について」（平成17年12月26日雇児発第1226003号）に規定するへき地保育所

18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設

ア 障害者自立支援法（平成17法律第123号）附則第41条第1項に規定する身体障害者更生援護施設

イ 障害者自立支援法附則第58条第1項に規定する知的障害者援護施設

ウ 「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」（昭和60年5月21日厚生省発児第104号）に規定する知的障害者福祉工場

「保育対策等促進事業の実施について」（平成20年6月9日雇児発第0609001号）に規定する家庭的保育事業

「放課後子どもプラン推進事業の実施について」（平成19年3月30日18文科生第587号雇児発第0330039号）に規定する「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」

勤務先が上記の「放課後児童クラブ」に該当するかどうかについては、事業を実施している各自治体（市区町村）にお問い合わせください。

(注) 児童福祉施設とは、児童福祉法によって定められた次の14種類の施設を指します。

保育所・児童厚生施設・児童養護施設・児童自立支援施設・児童家庭支援センター・助産施設・乳児院・母子生活支援施設・知的障害児施設・知的障害児通園施設・盲ろうあ児施設・肢体不自由児施設・重症心身障害児施設・情緒障害児短期治療施設

- (3) 上記(2)に掲げる施設等において5年以上の勤務で、総勤務時間が7,200時間以上、児童等の保護または援護に従事した者。ただし、～の施設等での勤務者については受験を希望する都道府県の知事から受験資格についての認定を受ける必要があります。詳しくは保育士試験事務センターまでお問い合わせください。

- (4) 次の または に該当する場合は、経過措置等により受験資格があります。

平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

10 受験申請書の提出先および試験に関する照会先

社団法人 全国保育士養成協議会 保育士試験事務センター

〒171-8536

東京都豊島区高田3-19-10

フリーダイヤル：0120-4194-82

電話：03-3590-5561

ファックス：03-3590-5593

ホームページ：<http://www.hoyokyo.or.jp>

Eメール：[shiken@hoyokyo.or.jp](mailto:shiken@hoyokyo.or.jp)

**再 掲**

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第623号の4

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称、条項、当該使用の開始日及び対象手続を公示する。ただし、当該手続に係る申請等は、同規則第4条第4項ただし書の規定により、電子署名を要しないものとする。

平成22年4月1日

福岡県知事 麻生 渡

手続等の根拠となる法令又は条例等の名称	条 項	使用の開始日	対象手続
福岡県港湾施設管理条例施行規則（昭和51年福岡県規則第44号）	第3条第1項第3号	平成22年 4月1日	旅客乗降用施設（渡船橋） 使用許可申請
	第3条第1項第4号	平成22年 4月1日	港湾施設（荷さばき地等） 使用許可申請
	第9条第3項	平成22年 4月1日	入港料減免申請